

## 理由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保の取扱いの緩和、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。